委　員　長　報　告　書

さる 12 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 12 号　橋本市債権管理条例について
議案第 13 号　橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について
議案第 17 号　橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
議案第 20 号　橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 21 号　橋本市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 22 号　橋本市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
議案第 34 号　調停について

を審査するため、12 月 11 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第 17 号は賛成多数で原案可決、その他の議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 12 号は、市の債権管理について、公平性かつ公正性の確保、さらには歳入の確保を目的として、適正な管理と処理を図るため、その手順や手続きを定めるものである。

委員から、債権管理の実務執行について　ただしがあり、担当課と債権回収対策室が共同で債権管理することが基本である。困難事例のみが対策室に引き継がれ、資産があるかなど支払い能力の有無について調査し、支払い能力があれば法的措置を行う。支払い能力がなければ、意見書を付けて担当課へ返戻し、担当課において債権放棄や不能欠損処理を行う。債権

放棄に関しては、庁内で統一基準による運用を行うために、審査会などの設置を検討している　との答弁がありました。

他市では、債権の回収状況をホームページで公開しており、滞納抑制という点で効果があるが、本市においても取り組む予定はあるか　とのただしがあり、税の差押え実績を市広報やホームページで公開しており、その他の債権についても今後公開していきたい　との答弁がありました。

特定任期付職員として専任の弁護士を配置する方針であるが、採用は決まったか　とのただしがあり、当初８月 20 日から９月 30 日まで募集を行ったが、問い合わせ等はなかった。10 月７日から 12 月 25 日までの期間で再募集しており、和歌山弁護士会や大阪弁護士会に対し人選の協力を申し入れ、日本弁護士連合会のひまわり求人求職ナビでも募集しているが、現時点においてもまだ問い合わせ等はない　との答弁がありました。

議案第 13 号は、地域再生法の一部改正により、地方創生に基づく本社機能の移転・拡充を促進するための税制上の支援措置等が規定されたことに伴い、企業誘致を積極的に行うために新たな税優遇措置を定めるものである。

委員から、固定資産税の減収額に対する地方交付税の補てん措置について　ただしがあり、例えば、移転型事業での交付税算入割合は、減収額の 75％に対し、初年度が 100％、第２年度が 75％、第３年度が 50％である　との答弁がありました。

移転型事業において、本社機能の移転先として指定される「地方活力向上地域」とはどういう地域か　とのただしがあり、県の地域再生計画のなかで設定された地域であり、本市では、山林や農業振興地域などを除いた地域が設定されており、企業誘致用地の工業団地も含まれている。また、隅田地区の一部についても、現在は山林であるが、企業誘致用地として開発を検討しているので、当該地域に設定されている　との答弁がありました。

議案第 17 号は、いわゆる個人番号法の施行に関連し、個人番号（マイ

ナンバー）を含む特定個人情報の市独自での利用、庁内における情報連携及び市長部局と教育委員会部局間での情報提供に関して、必要な事項を定めるものである。

委員から、マイナンバー制度のメリットについて　ただしがあり、今まで国や地方において統一の番号や記号がなかったため、紙による本人確認などさまざまな手段があり大変コストがかかっていたが、番号を統一することにより確認コストが削減できるなど、今後の社会基盤として活用することで大いに効果がある　との答弁がありました。

市の窓口で手続きする際に個人番号カードを忘れた場合の対応について　ただしがあり、必要な場合には事情を聴取したうえで、マイナンバーを記載した住民票を発行することで対応する　との答弁がありました。

児童等に対する個人番号カードの発行事務について　ただしがあり、申請時において20歳以上の方のカードの有効期限は10年であるが、20歳未満の方は５年であり、児童の成長に対応している。なお、15歳未満の方が個人番号カードを受け取る場合は、必ず親権を持つ法定代理人と一緒に手続きし、代理人の本人確認等も行ったうえで交付する　との答弁がありました。

マイナンバーの通知カードの返戻状況について　ただしがあり、全発送件数27,087件について、11月16日から郵送を開始し、12月６日までに送達できなかった分が市役所に返戻されている。12月10日現在の返戻分は1,889件、全体の６.97％であるが、この中には送達の必要がない分も含まれる　との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、マイナンバー制度は、国民にとってどれだけ利益があるか不明であり、一人一人に番号を付して情報を集めることは、情報流出や悪用されるとプライバシー侵害や、なりすまし犯罪を引き起こす危険性がある制度である。また、番号通知カードの郵送について、本市では問題は起きていないが、全国的には発生している。当制度は28年１月から実施されるが、今の段階でも凍結し中止するべきと考え、本条例の制定に反対する　との討論がありました。

議案第 20 号と議案第 21 号は、本年 12 月末をもって住民基本台帳カードの交付が終了し、来年１月から個人番号カードの利用が始まることに伴い、印鑑の登録や印鑑証明書の交付について、また従来の自動交付機に加え、コンビニエンスストア等に設置される多機能端末機でも住民票や印鑑証明書の交付ができるようになることから、所要の規程の整備を行うものである。

委員から、多機能端末機の利用開始時期と、自動交付機はいつまで利用できるか　とのただしがあり、多機能端末機については来年２月１日から利用開始予定である。自動交付機については、本庁と紀見北地区公民館、高野口地区公民館、城山台センターに設置しているが、リース契約が満了する 29 年６月末に撤去する方針であり、それまでは利用できる　との答弁がありました。

個人番号カードの暗証番号の安全管理対策について　ただしがあり、個人番号カードの交付時に暗証番号を登録することになるが、その際に暗証番号を記入する用紙を配布する。カードには暗証番号を記入しないように、またその用紙をカードとは別に保管するよう説明する　との答弁がありました。

議案第 22 号は、本年３月 31 日付けで市長が専決処分した橋本市税条例等の一部を改正する条例について、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、その一部を改正するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 34 号は、大規模太陽光発電事業用地として賃貸した市有地において発生した苦情の解決、権利関係の整序、当該事業の早期開始を求め、土地の賃借人である事業会社とその事業パートナー会社に対して調停を申し立て、調停を３度行ったが、事態の改善が見込めなかったことから、27 年６月定例会において訴訟の提起の可決を経て、裁判を行う予定であった。しかし、その後の調停において両社の歩み寄りにより事態が進展し、このたび調停条項が出され、これを受諾するのが相当であると判断し、本調停

を成立させるものである。

委員から、事業パートナー会社が本事業を引き継ぎ、工事下請け業者に工事費を支払うことでソーラーパネルの設置を完成させ、発電していくことになったという理解でよいか　とのただしがあり、そのとおりである。ただし、同社と下請け業者の支払い額については、市は関知していない　との答弁がありました。

市は本事業の話があった当初において事業内容や事業会社に対する調査不足があったと認識しているが、今後事業を継承する事業パートナー会社や、その資金提供者であり、メガソーラー事業などを展開する巨大企業である台湾の会社について問題はないか　とのただしがあり、事業パートナー会社については、台湾の会社が現地法人として本事業を行うために設置した企業であるため、資料を収集したが、現時点では約款や登記事項以外の資料はない。台湾の会社については、社長や幹部役員が３度来日し、通訳や代理弁護士を交え協議を行った。すでに多額の資金を投入しており、今後も工事完成のために一億円近い追加投資を行うことから、当該事業を完遂させたいという強い熱意があると感じている。仮に事業撤退となった場合のパネル撤去費用について、市の負担がないように 4,000 万円の預託金を先払いすることと、損害賠償保険の加入を絶対条件として、誠意をもって交渉に臨んだ結果、今回の調停に至っている。事業実施後においても、企業責任を果たしていただくよう状況を確認し、必要に応じ指導していく　との答弁がありました。

ソーラーパネルによる光害や雑草の繁茂による景観阻害の現状について　ただしがあり、周辺地域への進出企業から苦情があったので、一部パネルの角度を変更したが万全ではなく、当該企業の窓にブラインドを設置する予定である。すべてのパネルについて角度を変更しなければ、光害の解消には至らないので今後も指導していく、また雑草についても年２回刈り取るよう指導していく　との答弁がありました。

弁護士費用について　ただしがあり、着手金は既に支払ったが、その他の調停などに要する費用についてはまだ精算していない。これら費用については市の負担となる　との答弁がありました。